

医療体制充実・基幹道路網整備など要望

「知事と市町村長との個別対話」が6月22日、一関地区合同庁舎で行われました。増田寛也県知事は、関係者として、浅井市長、佐々木時雄市議会議長ら市、市議会議員が出席し、増田知事と浅井市長との間で、地域課題について意見が交わされました。

浅井市長は「市民一丸となって新市のまちづくりに全力を傾注していく。県においても当市の抱える課題の解決への取り組みに配慮をお願いしたい」とあいさつ。県への要望では、中長期的視点に立ったまちづくりのための要望32項目を示し、最重要

項目として県立病院医療体制および小児医療体制の充実と基幹道路網の整備促進について説明。また、早急な対応を求めるものとして「中山間地域等直接支払制度18年度交付金に係る県負担金の全額確保」を要望しました。

増田知事は、医療体制充実について、大学医学部定員増の国への働きかけなど県の取り組み状況を説明、「医師確保のための取り組みに今後も努めたい」と述べました。また、県が進める産業振興施策について「工業団地や道路整備、人材育成などについて市とも協力しながら進めたい」と語りました。



地域課題について意見が交わされた「知事と市町村長との個別対話」

◎要望項目の内容

地域資源を生み育て、賑わいと活力あふれるまちづくり

1. 新いわて農業担い手支援総合対策事業の継続実施ならびに事業枠の拡大

みんなで支え合い、共に創る安全・安心のまちづくり

1. 北上川上流改修一関遊水地事業および関連事業、河川等改修事業

(1) 小堤の整備促進と管理用通路の早期完成
(2) 弥栄堤防築堤工事の早期完成および北上川狭あい地区(遊水地・下流部)の治水対策

(3) 磐井川堤防かさ上げ補強工事の促進と東北本線磐井川橋りょうの早期架け替え
(4) 千厩川内水排水施設の早期設置
(5) 北上川上流砂鉄川緊急治水対策の促進

(6) 一級河川夏川改修事業の採択区間延長と事業の早期完成
(7) 一級河川上油田川改修事業の促進
(8) 一級河川千厩川(宮敷工区)の改良促進
(9) 一級河川吸川の河川環境整備区間の延長
(10) 山口川通常砂防工事の実施



小児科などへの常勤医師配置と診療科への医師増員を要望した県立千厩病院

2. 両警保健医療圏内の県立病院医療体制の充実
(1) 県立磐井病院への新型救命救急センターの設置、歯科口腔外科の新設および常勤眼科医の配置
(2) 県立千厩病院の小児科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、耳鼻いんこう科、眼科および産婦人科への常勤医師の配置、各診療科への医師の増員
(3) 県立大東病院の整形外科への島神社までの急こう配、急カーブの改良整備
(8) 主要地方道弥栄金成線における茄子沢地区から金沢地区間の急こう配、急カーブの解消
(9) 主要地方道花泉藤沢線割山地道路改良事業の早期着工と北上川橋の橋りょう整備
(10) 一般県道白崖弥栄線下谷地区から茄子沢地区間ならびに東磐井地区広域営農団地農道整備事業にかかわる白崖地内の改良整備

常勤医師の配置、内科への医師の増員および施設の整備
(4) 花泉地域の医療ニーズに即した診療センターの運営
3. 県立磐井病院の移転に伴う県立一関高等看護学院の移転
4. 小児科医師の確保及び小児初期救急医療体制の整備運営についての財政的支援
5. 歩道整備事業

(1) 主要地方道花泉藤沢線老松字



4車線化の継続実施を要望した国道4号(一関大橋付近)

人を育み文化を創造する生きがいのあるまちづくり

1. 4年制大学の実現に向けての支援指導
2. 県立千厩高等学校の屋外運動場の早急な整備
3. 県立一関養護学校の充実
4. 学校統合に伴う廃校施設解体に係る財政支援制度の創設

人と情報が活発に行き交うふれあいと連携のまちづくり

1. 県境中核都市としての機能を高め、広域的な産業振興に向けた基幹道路網の整備促進
(1) 一関市と気仙沼市を結ぶ自動車専用の地域高規格道路の建設

2. 地域間交流を促進するため

(1) 国道343号大原市街地区間の整備ならびに市道大原浜民線の国道343号への昇格(付け替え)および整備
(2) 国道456号摩王地区の改良整備
(3) 都市計画道路山目駅前釣山線銅谷交差点から五代橋までの区間(主要地方道一関北上線、一関大東線)の早急な事業採択
(4) 国道284号弥栄地区の改良整備
(5) 国道342号真湯地区から須川温泉までの早期改良整備および冬季通行止め早期解除
(6) 国道456号摺沢市街地の整備促進
(7) 国道457号高梨交差点から萩荘小学校入口交差点までの拡幅整備および泉山バス停から三

水と緑を守り育み自然と共生するまちづくり

1. 森林整備地域活動支援交付金制度の継続および次期制度制定
◎問い合わせ先
本庁企画調整課企画調整係
☎08641

県際災害時相互応援協定を締結

—岩手県南・宮城県北11市町—

災害が発生し、被災した自治体独自では十分な応急措置ができない場合に相互に応援活動を行う「岩手・宮城県際市町災害時相互応援協定」締結式は7月6日、市役所本庁で行われました。同協定は平成12年に37市町村間で締結していましたが、新たに「消防組織法」と「国民保護法」に基づく応援内容などを加えたことや市町村合併で構成市町に変更が生じたことに伴い、県内の各市と平泉町、藤沢町、大船渡市、陸前高田市、住田町、宮城県の気仙沼市と南三陸町、本吉町、栗原市、登米市のあわせて11市町間で新たに結ばれたものです。締結式には、締結市町のうち10市町から首長ら代表が出席し、協定書への調印と締結確認書への署名を行いました。

その後、締結市町を代表して浅井市長が「発生が予想される宮城県沖地震などの大規模災害に備えた市町村間の協力体制づくりが強く求められている中、県境を越えた相互応援の体制を整備できたことは誠に意義深い。友好と信頼の精神に基づき、万

が一の災害発生時には迅速・的確な応援協力がなされるものと確信している」とあいさつしました。

本協定に基づく応援の内容は、▽応急措置などに必要な情報収集と提供▽食糧、飲料水および生活必需物資とその供給に必要な資機材の提供▽被災者の救出、医療、防疫および施設の応急措置などに必要な資機材、物資の提供▽災害応急活動に必要な職員などの派遣▽国民保護法に基づく国民保護のための措置—などとなっています。



協定締結後、各市町の代表は固い握手を交わしました